

○ 科学研究費助成事業の不正使用防止に関する規程

令和4年4月1日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、北洋大学(以下「本学」という。)の教育職員及び事務職員(以下「教職員」という。)の科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)の取扱いにおける不正使用防止に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における科研費の不正使用行為(以下「不正使用」という。)とは、以下の各号のとおりとする。

- (1) ねつ造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサーシップ
- (6) 科研費の不適切な使用
- (7) その他、査読の有無等法令等に違反する使用

(責任と権限)

第3条 不正使用防止に関する最高管理責任者は、学長とし、科学研究費助成事業委員会規程(以下「科研費規程」という。)第6条に基づき、最終責任を負うものとする。

(不正使用防止の取組)

第4条 最高管理責任者は、研究活動上及び事務処理上の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止への取組に努めなければならない。

2 科研費の交付通知を受けた者は、不正使用を行わない旨の所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、不正使用への取組に関する本学の方針及び意志決定手続を外部に公表するものとする。

4 科研費の運営及び管理の不正使用防止に取組むため、担当部署を教務部に置く。

(不正使用情報受付)

第5条 不正使用に係る情報の受付は、教務部(またはそれに相当する部署)長(事務長)とする。

(不正使用への対応)

第6条 不正使用が発見されたときは、科研費規程第14条に基づき適正な措置を講じる。

(懲戒処分)

第7条 不正使用を行った教職員の懲戒処分に関しては、北洋大学教員就業規則及び北洋大学職員就業規則に基づき適正な措置を講じる。

(不正な取引に関与した業者への対応)

第8条 不正な取引に関与した業者に対しては、科学研究費助成事業委員会(以下「委員会」という。)において適正な措置を講じる。

(雑則)

第9条 その他、この規程に定めのない事項については、法令等及び学内諸規定によるものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。